

伊藤塾 合格セレクション

『司法試験・予備試験短答式過去問題集 民法 2024』（第1版第1刷：2024年7月5日発行）

ISBN: 978-4-535-52777-5

【お詫びと訂正】（2025年4月15日）

『司法試験・予備試験短答式過去問題集 民法 2024』に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■336 頁 選択肢オ

（誤）オ 誤り。

判例は、賃貸借契約の存続期間中に賃借人が死亡し、相続人が賃貸借を承継した場合においては、当該承継後に生じた債務についても保証人の責任は免れないとしている（大判昭12.6.15）。

（正）解答不能

賃貸借契約において賃借人が賃貸人に対して負う債務を期間の定めなく保証した場合、かかる保証契約は根保証契約の一種に該当する。そのため、個人がこれを保証した場合には、民法 465 条の 4 第 1 項 3 号が適用され、主たる債務者である賃借人の死亡により元本が確定し、保証人はその後に発生した主たる債務（賃借人の債務）の元本については保証債務を負わないと考えられる。

平成 29 年債権法改正以前は、主たる債務者または保証人の死亡が元本確定事由となるのは、「金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務」を保証する「貸金等根保証契約」に限られており（旧民法 465 条の 4、465 条の 2 第 1 項）、賃借人の債務を保証する個人根保証契約には適用がなかった。しかし、平成 29 年債権法改正により、適用対象が個人根保証契約一般に拡大されたとされる。

もっとも、記述オの事例からは保証人が個人であるのか法人であるのかを判別できないため、厳密には民法 465 条の 4 第 1 項 3 号の適用があるのかを判別できない。したがって、記述オは「解答不能」になると考えられる。

以上